

平成27年9月議会

# 第1委員会報告資料

報告第49号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市 民 局

## 事 故 報 告 書

事故発生日時	平成27年4月14日(火曜日) 午後1時30分頃 天候:曇り		
事故発生場所	福岡市博多区中呉服町3番10号付近の交差点		
相手方	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。	
	氏名		
事故の概要	平成27年4月14日午後1時30分頃、市民局生活安全部消費生活センター所属の職員が、業務のため中央区役所保健福祉センター健康課所管の軽自動車を運転して水道局へ向かう途中、市内博多区中呉服町3番10号付近の交差点において右折したところ、前方が渋滞していたため、一時停止した後再度発進し、右側の車線に進路を変更しようとした際、右後方を直進中の相手方●●●●氏所有の普通乗用自動車と接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	左前方バンパーの損傷 損害額 138,000円 ……(A)
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	右後方ドアの損傷 損害額 124,135円 ……(B)
過失割合	相手方 4割 ……(C)	本市 6割 ……(D)	
損害賠償額 $((A) \times (D)) - ((B) \times (C))$	33,146円		

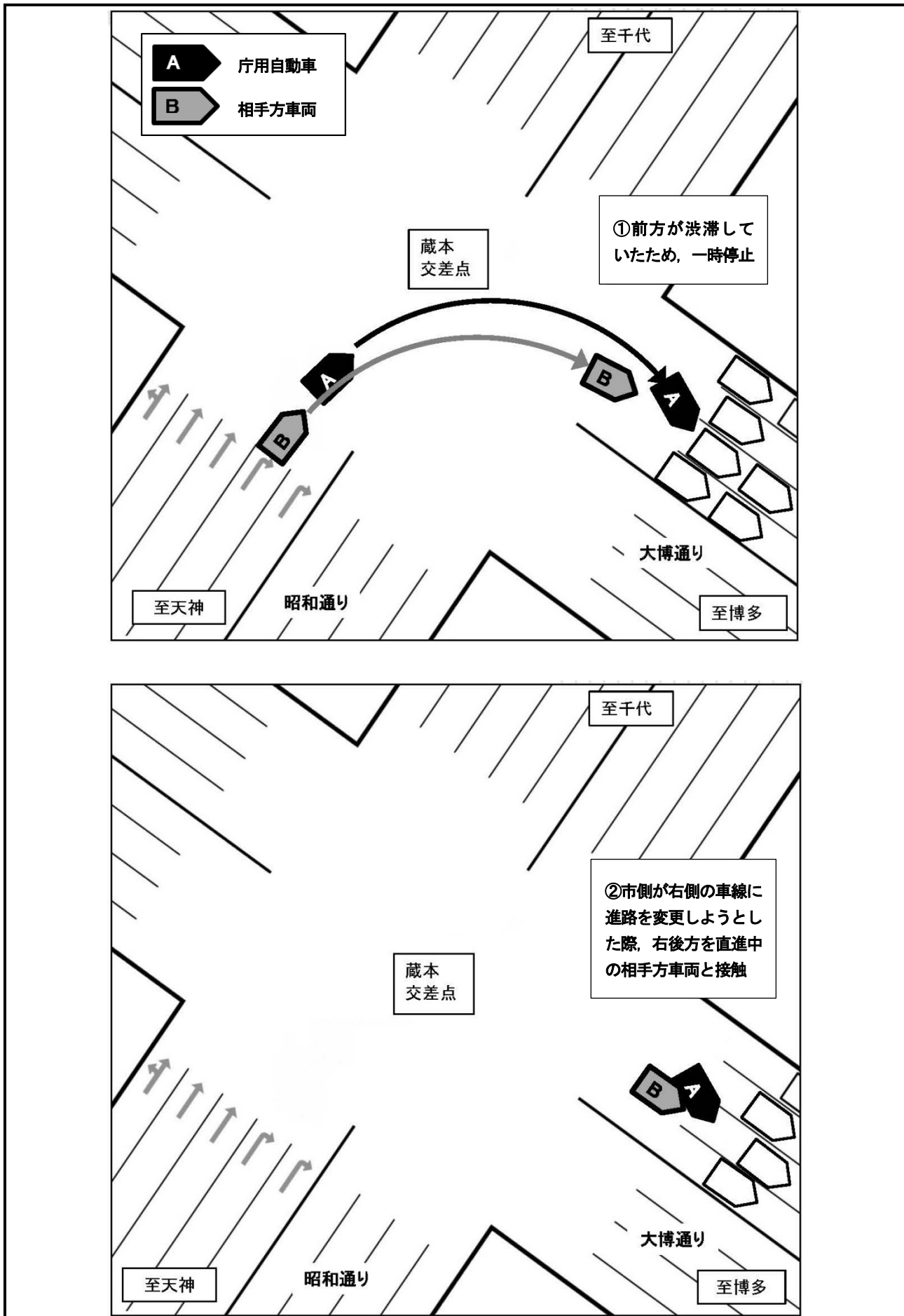
事故現場見取図 (事故発生場所)

(様式 3)

※当該地図は著作権上の規定により、  
掲載しておりません。

事故現場見取図 (詳細図)

(様式 3)



被害状況写真

相手方の普通乗用車



市側の庁用自動車

